

広島市告示（安佐北区）第33号

令和8年5月21日

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき告示します。

その関係図面は、令和8年5月21日から令和8年6月4日まで安佐北区役所農林建設部維持管理課において縦覧に供します。

広島市長 松井 一 實

道路の種類	路線名	供用開始区間	供用開始の期日
市道	安佐北4区 42号線	安佐北区安佐町大字筒瀬字大高路719番3 地先から 安佐北区安佐町大字筒瀬字大高路724番2 地先まで	令和8年5月21日